

令和4年度

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

総会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：令和5年3月14日（火）13:00～13:45

2. 場 所： オンライン開催

3. 出席者：

＜議 長＞

（幹事会選出）谷村 誠 全国社会福祉法人経営者協議会副会長

＜事務局＞

大西 連 内閣官房孤独・孤立対策担当室政策参与

山本 麻里 内閣官房孤独・孤立対策担当室長

榊原 毅 内閣官房孤独・孤立対策担当室次長

石川 賢司 内閣官房孤独・孤立対策担当室参事官

澤瀬 正明 内閣官房孤独・孤立対策担当室参事官

田村 真一 内閣官房孤独・孤立対策担当室参事官

（進行補佐）吉川 晃 内閣官房孤独・孤立対策担当室参事官補佐

高橋 範充 内閣官房孤独・孤立対策担当室参事官補佐

※このほか、会員団体がオンラインで参加。

(議事次第)

1. 開会

2. 小倉孤独・孤立対策担当大臣挨拶（ビデオメッセージ）

3. 議長選出

4. 議題

（1）令和4年度事業報告

（2）令和5年度事業計画（案）

5. その他

（1）「孤独・孤立対策強化月間」の決定について

（2）「孤独・孤立対策推進法案」について

（3）孤独・孤立対策モデル調査について

6. 閉会

○吉川参事官補佐 ただいまから「令和４年度孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会」を開催いたします。

皆様、本日は御多用のところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日の進行の補佐をさせていただきます、内閣官房孤独・孤立対策担当室の吉川です。よろしくお願いします。

本日の総会については、Zoomによるオンライン開催とし、孤独・孤立対策担当室のYouTubeアカウントで動画配信もしております。よろしくお願いします。

初めに、総会の開催に当たり、小倉孤独・孤立対策担当大臣より御挨拶をいただく予定ではありましたが、国会会期中であるため、御都合が合わず、ビデオメッセージによる御挨拶をいただいておりますので、そちらを御覧ください。

○小倉大臣 孤独・孤立対策担当大臣の小倉将信です。

令和４年度の孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

プラットフォームの会員の皆様方におかれましては、日頃より長引くコロナ禍や物価高騰の影響の中、生きづらさや悩みを抱えている方々への支援活動などを通じ、孤独・孤立対策に御尽力いただいていることに対し、御礼を申し上げます。

このプラットフォームは、孤独・孤立対策に取り組む多様な支援組織間の連携や官民、NPO等の連携強化によって、孤独・孤立対策の取組の推進につなげることを目的に、今年の２月に設立をされました。

設立後、これまでに三つの分科会を設けて、現状や課題の共有、対応策などを議論したり、孤独・孤立対策の理解を深めるシンポジウムを開催するなど、多様な主体が幅広く参画し、官民一体となって情報共有を図りつつ、孤独・孤立対策に取り組むことができました。

特に分科会については、取りまとめた内容が昨年12月に改定されました孤独・孤立対策の重点計画にも反映されたり、孤独・孤立相談ダイヤルの実践的な試行に取り組むなど、孤独・孤立対策を推進する上で大変意義があると考えております。

これまでの会員の皆様の御尽力に対して、この場をお借りして御礼を申し上げます。

本日の総会では、事業報告や新年度の事業計画案を議題とするほか、孤独・孤立対策強化月間についての会員の皆様の投票結果がお披露目されると聞いております。この月間を通じて、孤独・孤立に関する啓発活動や情報提供に集中的に取り組むことにより、声を上げやすい・声をかけやすい社会の実現に向けて取組が進むことを期待しております。

引き続き孤独・孤立対策をより前に進められるよう、このプラットフォームにおいて会員の皆様と共に取り組むことができれば幸いです。

また、政府においては、国及び地方において孤独・孤立対策の安定的、継続的な推進体制を整備するため、孤独・孤立対策推進法案を３月３日に閣議決定し、国会に提出されました。この法案は、孤独・孤立対策の基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国

及び地方の推進体制等について定めるものであります。

この法律が成立をすれば、孤独・孤立対策を現在の試行、モデル開発の段階から、本格実施の段階へと進めていくことが可能となります。また、様々な主体の連携・協働について、法案でも規定されており、孤独・孤立対策に取り組む多様な主体の連携が国、地方においてさらに促進されることを期待しております。

今後とも担当大臣として孤独・孤立対策のさらなる推進に積極的に取り組んでまいりますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○吉川参事官補佐 次に、総会の成立条件の確認になります。

本日現在、議決権総数が263となっております。総会の成立には、会員の表決の委任を含め過半数の出席が必要となりますが、本日の出席と委任の総数は139となっており、本総会は有効に成立しております。

また、本日は、この総会の後に関連イベントを14時から予定しております。そのため、総会は、議事次第のとおり13時45分までを予定としており、その後は関連イベント開始までの時間を休憩とさせていただきます。

なお、進行状況次第では、総会の終了が早まる可能性があります、関連イベントの開始は、予定どおり14時から開始いたします。

それでは、まず議長選出を行います。

本日の議長につきましては、幹事会としては、全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会の谷村副会長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○吉川参事官補佐 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の議長は、全国社会福祉法人経営者協議会の谷村誠副会長に決定しました。

議長が選任されましたので、これ以降の議事進行は、谷村議長にお願いします。

○谷村議長 ありがとうございます。承知いたしました。

ただいま議長に御指名をいただきました、全国社会福祉法人経営者協議会の谷村でございます。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム総会の開催に当たり、まずは一言御挨拶を申し上げます。

本日、孤独・孤立対策に取り組む関係者の皆様と共に総会を迎えることができましたこと、大変喜ばしく思っております。

当方は、全国各地の社会福祉法人約8,000が加盟する団体であります。孤独・孤立対策をはじめ、高齢、障害、子供、生活困窮などの分野を超えて、地域の生活課題を包括的に支援するための実践と地域づくりを進めています。

この後、事務局からも説明がありますが、先ほど大臣のお話にもあったように、国では、孤独・孤立対策の強化に向けた施策、法制化などの取組を着実に進めておられます。私ど

も社会福祉法人としても、ソーシャルワーク機能を発揮し、コロナ禍により深刻化する社会的孤立、また、災害時における孤独・孤立への支援を進めていくことは、重要な使命、役割であると認識しております。

各地での孤独・孤立対策を進めるためには、社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO、行政や専門職能団体などが長所を生かし、相互に補いながら、生活に寄り添った支援を実現することが必要であると考えております。

次年度に向けても、プラットフォームを通して多様な主体が参画し、連携・協働することで、全国各地での孤独・孤立対策への機運を高め、支援の輪を広げていくことができればと願っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

本日は、御案内のとおりであります。議決事項となる議題が「（１）令和４年度事業報告」と「（２）令和５年度事業計画（案）」があります。

内容については、それぞれ資料１、資料２のとおりであります。これらの採決に当たりましては、内容等は事前にメールで御案内をして、会員の皆様より事前表決の形を取らせていただき、既に賛否の御回答を得ております。

結果を申し上げますが、その結果、反対票はなく、賛成票が過半数に達しておりましたので、本議案はいずれも原案どおり可決をされましたということを改めて御報告申し上げたいと思います。御協力をありがとうございました。

そういうことなのですが、その件に関して、そのほか、令和４年度事業報告及び令和５年度事業計画に関して、改めて皆様方から御意見等を付け加えておきたいことがございましたら、Zoom機能からの挙手をお願いして、御意見を頂戴したいと考えています。

発信者の指名・対応については、画面上ではどなたが手を挙げていただいているかということが全部確認できないため、事務局へその対応と指名を依頼させていただきたいと思っております。

事務局へお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○吉川参事官補佐 議長、ありがとうございます。

それでは、ただいま議長から申し上げました御意見等につきまして、挙手等をお願いいたします。

今、ここで挙手またはチャットを含めてですけれども、御案内した関係で御意見等を確認できない状況ではございますが、「５．その他」の後にでも併せてお伺いする機会を設けております。

○谷村議長 分かりました。

それでは、この時点では特にないようですので、ほかにチャットへの投稿とか、事務局宛てに別途メールでもお受けしますので、先ほど御案内にあったように、後ほどいただくのも結構ですし、そちらにも御意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第の「５．その他」に進めさせていただきます。

「（１）『孤独・孤立対策強化月間』の決定について」ということで、事務局から御説明をお願いいたします。

○吉川参事官補佐 ありがとうございます。

事務局、吉川より説明させていただきます。

６ページの資料３になります。少々お待ちください。

今、画面にお示ししました。

こちらは昨年10月に公表の分科会１による検討成果にある対策案の一つに、孤独・孤立対策強化月間・週間の設定が掲げられまして、この設定に向けて、会員の皆様へ選考投票をお願いいたしました。

１のところにありますように、強化月間の選考月が２月、５月、６月、12月と四つの提案をしまして、投票にかけた状況でございました。

２番目にありますが、投票期間は４案を初回の投票としまして、２月下旬から取りかかり、上位の２月と５月の２案が僅差となりまして、その後、決選投票として３月の上旬に行いました。

次に投票結果になります。初回の投票数は、御案内のとおりでありました。今、申し上げた２月、５月が僅差の状況でございました。

次の決戦投票数になります。この投票結果ですが、今般、投票総数が98票となりまして、会員415団体に対して投票率は23.6%という状況でした。これにつきまして、それぞれの月の投票結果につきまして、お示しをしたいと思います。

決選投票の結果になりますが、こちら２月が45票になりました。一方の５月ですが、53票という結果になりまして、以上により５月に決定となりました。投票への御協力をありがとうございました。

続いて、運用につきまして、補足をさせていただきます。画面にお戻りいただきますが、こちらにつきましては、先ほど可決されました令和５年度事業計画でも掲げておりまして、５月となりまして、これにつきましては、本格実施について、全国の各地域でも自治体や多くの関係団体が関連イベントなどを行う準備期間を考えますと、令和６年からが妥当ではないかと考えておりまして、令和５年中は月間とは異なる時期を見て、プレ開催を予定したいと思っております。

また、今回の月間設定は、当面の実施月としまして、今後の状況に応じまして、例えば３年ごとか、再度の実施月を見直すことも考慮してはどうかと考えております。

最後になりますが、孤独・孤立対策強化月間を通じまして、孤独・孤立に関する啓発活動など、集中的に取り組むことを声を上げやすい・声をかけやすい社会の実現に向けて、会員の皆様と共に進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、議長に一度お戻しいたします。

○谷村議長 ありがとうございました。

それでは、御質問等があれば、後ほど聞かせていただきます。

次第「５．その他」の「（２）『孤独・孤立対策推進法案』について」に移らせていただきます。

事務局より御説明願います。よろしくお願いいたします。

○石川参事官 皆さん、こんにちは。私、内閣官房の孤独・孤立対策担当室の参事官をしております石川と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど御紹介がありました孤独・孤立対策推進法案について、若干お時間をいただいて、情報共有もかねて御説明をさせていただきたいと思います。

今、画面に孤独・孤立対策の全体像を示したスライドが映っておりますけれども、冒頭、昨年末の重点計画の改定も含めまして、孤独・孤立対策の推進に当たり、官民連携プラットフォームにおける分科会の議論が政策の推進力になったと考えております。

会員の皆様方のプラットフォーム活動への御協力、御支援を改めて御礼申し上げたいと思います。

現在、孤独・孤立対策を政府として始めて約２年がたちましたけれども、引き続き孤独・孤立対策については、重点計画に沿って対策を進めていく必要があると考えておりますが、現状認識として、スライドの上の背景に書いておりますけれども、特に二つ目のところです。今後、単身世帯、あるいは単身高齢世帯が増加することが見込まれることからすると、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されるところであります。

政府の孤独・孤立対策は、コロナの影響を一つの契機として、政府としての取組が始まったわけですが、今後、足元のコロナ禍の収束が仮にあったとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対しては、政府として必要な施策を着実に実施していく必要があると考えておりまして、その旨は、昨年改定した重点計画にも考え方を盛り込んでいるところでございます。

一昨年に策定し、昨年末に改定した重点計画が孤独・孤立対策の基本となる政策基盤であると言えますけれども、重点計画でどんなことを書いているかということについては、下半分の枠囲みのところにあります。

基本理念としては、人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得ること、社会全体で対応していくといったこと、当事者や家族等の立場に立って施策を推進すること、人と対等につながって、つながりを実感できるような施策を推進していくこと、こういった基本理念を掲げているところでございます。

後ほど御説明します法案においても、この考え方を生かす形で条文化しているところでございます。

基本方針として四つの柱、声を上げやすい社会とする、相談支援、見守りや交流の場など、つながりが実感できる地域づくり、NPOの活動支援や官民連携を強化、こういった柱の基本的な方針の下で、孤独・孤立対策をこれまで進めてまいりました。

先ほど政策への反映ということも申し上げましたけれども、この図にもありますように、右側に図が載っておりますけれども、プラットフォーム分科会2における中間整理においても盛り込まれた孤独・孤立対策の双方からのアプローチがあるといった考え方も、プラットフォームで整備していただいた成果だと思っておりますが、こういった考え方に立って、孤独・孤立対策の基本方針の三つ目の柱であるつながりを実感できる地域づくりにおいては、日常の様々な分野で緩やかなつながりを築けるような居場所づくりを進めていきます。こういったことも対策の柱に掲げているところでございます。

現在、こういった形で政府の計画を下に対策を進めていくこととしておりますけれども、今後、さらに孤独・孤立対策を前に進めていくためには、現在の組織体制なども含めて、もう一步前に進めるための必要な制度的な手当てが必要になるという課題認識であります。

具体的には内閣官房で行っている取組であることからすると、モデル的な取組ですとか、試行的な取組、こういったところにとどまるのが現状でありますけれども、より孤独・孤立対策を本格実施の段階に進めていくためには、国における体制整備も必要です。今後、孤独・孤立対策を進める上では、地方における取組も非常に重要であるといったことから、地方の取組をさらに推進していくための必要な制度的な手当ても必要です。

こういった問題意識から、このスライドの一番下の矢印にありますような、本格実施の段階に進めていくために、国、地方公共団体における安定的・継続的な推進体制に係る法整備を行う考え方に至りまして、こういったことから、今回、法律案を立案し、冒頭の大臣のお話にもありましたように、さきの3月3日に閣議決定をし、今国会に提出をしたところでございます。

法律案の概要については、次のスライドにありますように、緑色のスライドであります。先ほど申し上げたような国の推進体制、あるいは地方の体制につきましては、一番下の4に推進体制とあります。国に関して言えば、内閣府を特別の機関として、閣僚級の推進本部を置くこと、また、ここには記載がありませんけれども、内閣府の設置法を一部改正して、孤独・孤立対策に関する統合調整機能ですとか、統合調整に関する義務とか、重点計画の作成、その他企画立案に関する規定を、今回、内閣府の所掌事務として位置づけるといった内閣府設置法の一部改正を盛り込むこととしております。

また、地方における体制としては、後ほど説明しますが、官民連携の取組は引き続き進めていくこととしつつ、4.の「地方公共団体は」云々のところに入っておりますような、適切な情報共有を行いながら、個別ケースの対応を可能とするような地域協議会を地方公共団体に置くよう努めるといった規定も整備することで、さらに対策を地域で進めていくための一つの手段といいますか、制度的にツールを手当てしようといった内容を盛り込んでいるところでございます。

その他、上段の1の基本理念から3の基本的施策に書いてあるところについては、先ほど御紹介した重点計画の基本的な考え方を盛り込んでいる内容を含めまして、孤独・孤立対策の制度的な基盤となるような基本的な方針なり、考え方、理念といったことを制度的

に書こうとしているものでございます。

基本理念になりますけれども、孤独・孤立対策の概念としては、孤独・孤立の状態になることの予防ですとか、支援を孤独・孤立対策としまして、その基本理念として、先ほど御紹介した重点計画の内容と同趣旨でありますけれども、孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる段階で誰にも生じるものであり、社会のあらゆる分野において対策の推進を図ることが重要である。

この理念の前提として、そもそも孤独・孤立の問題は、社会全体の課題であるといった認識の下で、社会のあらゆる分野で取組を進めていくといった基本理念を掲げているところであります。

当事者等の状況は様々であります。状況に応じたきめ細かい支援を継続的に行っていくことが理念の二つ目です。

三つ目は、つながりを実感できる地域づくりが大事であることを先ほどの重点計画の中でも申し上げましたけれども、当事者等の意向に沿って、当事者等が社会、あるいは他者との関わりを持つことによって、日常生活、社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として必要な支援を行います。こういった形でつながりづくりの必要性に関する基本理念を規定するものであります。

また、国等の責務に関しては、国なり、地方公共団体、国民の理解、協力等々、関係者の連携協力も含めて、所要の責務規定を置くことでございます。

3点目の基本的施策につきましては、これも重点計画の基本方針と大分重なる部分がありますが、例えば現行でも策定しております重点計画の策定を条文上に位置づける、また、国民の理解の増進ですとか、多様な主体の自主的活動の資する啓発を引き続き行っていくこと、相談支援の推進ですとか、関係者の連携・協働の促進、人材の確保や資質の向上ですとか、地方公共団体及び当事者等へ支援を行う者に対する支援、最後に実態に関する調査研究の推進といった、現在も行っております孤独・孤立対策の基本的な施策を法律上に規定することで、関係者のやるべきことといたしますか、孤独・孤立対策をやっていくべきことの基本的な方向性が見えるような内容の規定とすることを考えております。

3の基本的施策の四つ目で御紹介した関係者の連携・協働促進は、まさに本官民プラットフォームに関連する規定でありまして、具体的には条文でいうと第11条に係ります。右下のページでいうと、15ページにありますけれども、小さいかもしれませんが、第11条に協議の促進等という規定を設けています。

国、地方公共団体双方を主語としておりますけれども、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、対策に関する施策の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進、その他関係者相互間の連携と協働を促進するために施策を講じるよう努めるといった規定を置いております。

この規定から導かれる取組として、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームで、これ

は国と地方の双方のプラットフォームが該当しますけれども、こういった規定に基づいて、引き続き官民連携体制の構築推進を進めていきたいと考えているところでございます。

緑のところに戻っていただきます。以上のような法律案でありますけれども、一番下に書いておりますが、施行期日は令和6年4月1日となっております。改正されたところでございますので、これから法律案の国会での御審議をいただく必要がありますけれども、法律案が成立すれば、いろいろな形で孤独・孤立対策が進んでいくことになるだろうと考えております。

幾つか重複も含めて改めて申し上げますと、今後、孤独・孤立対策を安定的・継続的に進めていくことができると考えております。内閣官房の取組は、くり返しでありますけれども、モデルの開発等々に一定の限界があることは否めないところでありまして、今回、この法案によりまして、孤独・孤立対策の事務を内閣府へ移管することによりまして、NPO、あるいは社会福祉協議会等々の民間団体、さらには地方公共団体における取組への支援とか、現在、試行を行っております相談支援の取組の本格的な実施など、そういった孤独・孤立対策の着実といいますか、本格的な取組が法案によって進むことになるだろうと考えております。

また、地方における取組も重要だということでありまして、先ほど御紹介しましたような法案における地方公共団体の役割なり、責務も幾つか規定しておりますけれども、そういった規定によりまして、地方公共団体における役割がある意味明確になるだろうと思います。それによりまして、地方公共団体における取組が今後に広がることを期待しておりますし、地方版のプラットフォームをはじめとして、先進的に取り組んでいる自治体の取組の後押しにもなるだろうと考えております。

最後に、先ほど御紹介したような第11条の規定にありますような様々な機関による連携・協働の促進についても、今回、法案で規定することとしておりますので、NPOも含めて孤独・孤立対策に取り組む様々な多様な主体の参画とか、連携・協働を推進していくことになるだろうと考えています。

以上のようなことを、この法案の成立によって期待できると思います。そういったことを通じて、孤独・孤立対策を本格実施の段階へと進めていきたいと考えているところでございます。

もちろんまだまだ法律案の成立前ですので、また、法律が成立したとしても、その後、施行の準備ですとか、これからやるべきことはたくさんありますけれども、こういった動きがあり、政策をさらに前に進めるための取組ということで御紹介させていただきました。引き続きこの会の皆様方の御支援、御理解、御協力をいただければ幸いに存じます。

私からの説明は以上になります。ありがとうございました。

○谷村議長 どうもありがとうございました。

先ほどと同じように、後ほど一括して御質問、御意見等をお伺いさせていただきたいと思います。

それでは、次第「５．その他」の「（３）孤独・孤立対策モデル調査について」を引き続き事務局から御説明をお願いします。

○澤瀬参事官 内閣官房孤独・孤立対策担当室の澤瀬と申します。よろしくお願いいたします。

私から、孤独・孤立対策モデル調査について御紹介いたします。

25ページの資料5になります。地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査でございます。

この予算は、現場の第一線で活動するNPO等を実質的に支援する形ですけれども、先ほど石川参事官からもありましたように、内閣官房は直接的な支援ができないことで、モデル調査のような形としております。

内容は、やや複雑な形になりますので、調査フローを御覧いただければと思います。まずは孤独・孤立対策担当室が今月中に公募によって、調査実施団体として一つの民間団体の委託契約を結ぶ予定としております。この民間団体が地域で孤独・孤立対策に取り組むNPO等を公募いたしまして、活動経費を支援します。

活動の成果などは、調査報告としてまとめて全国展開をするという立てつけにしているところでございます。

支援対象となる取組は、日常生活環境における早期対応や予防に資する先駆的な取組としておりまして、まさに官民連携プラットフォーム分科会2の中間ステージに沿った取組を実践していただく場と考えているところでございます。

ただ、日常生活環境といってもかなり広いので、表にありますとおり、テーマと取組イメージをこちらで示しているところでございます。この部分につきましては、委託団体と今後ブラッシュアップしていきますけれども、例えばスポーツ、文化、芸術、環境、地域づくり、防災といった福祉を超えたエリアにおいて、予防を念頭に置いた取組がなされることを期待しているところでございます。

支援の上限につきましては、市区町村域での取組が200万円、小学校区など、いわゆる草の根レベルは50万円としておりまして、執行機関は令和5年度中の執行という形にしているところでございます。

次のページは、孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査ということで、こちらは中間支援組織の活動への支援という形にしております。

こちら右側の調査フローを見ていただきたいのですが、調査の立てつけでございますが、孤独室が公募によっておおよそ10団体前後の中間支援組織と委託契約を締結しまして、中間支援組織が地域で孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対して非資金的支援を実施して、その成果を横展開するものでございます。

中間支援組織の取組内容は、表にありますように、当方で設定した幾つかのテーマに即して具体的な提案をいただくこととなりますが、共通することは、現場の最前線で活動するNPO等に対して、地域の多様な主体を巻き込みながら、日常生活環境における孤独・孤立

対策に取り組むよう誘導していただきながら、継続的な支援の活動となるよう、運営能力の向上や活動基盤の整備等に取り組んでいただくようなことを想定しております。

なお、要件として、４の（２）にありますとおり、一つの都道府県域を超えて活動する事業としておりますけれども、この部分については、複数の単体によるコンソーシアムでの申請も可能としております。

委託の上限は1000万円としております。

二つの調査とも公募は４月を予定しております。

最後になりますけれども、孤独・孤立対策は発展途上の段階でありまして、我々も試行錯誤をしております。まさに現場で活動される皆様のアイデアに基づく実践がこれからの孤独・孤立対策の形をつくっていくものと考えておりますので、今、御紹介したモデル調査への参画について、積極的に御検討いただければ幸いです。

説明は以上でございます。

○谷村議長 どうもありがとうございました。

それでは、孤独・孤立対策強化月間と孤独・孤立対策推進法案、そして、今ありましたモデル調査について、御質問のある方、Zoom機能からの挙手をお願いいたします。

先ほどと同じように発言者の氏名、質疑への応答に関しては、事務局に依頼をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。いかがでしょうか。

○吉川参事官補佐 事務局にて承ります。

今、挙手を確認したのは、Light Ring.様、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○石井氏 お世話になります。NPO法人Light Ringの石井です。

先ほど調査についてのスライドを拝見いたしました。我々は孤独・孤立を防ぐ身近な人の支援を行っておりまして、リサーチをしていただきたいテーマが複数ございます。このようなテーマのリクエストは、いつ頃、どちらに御連絡をすればよろしいでしょうか。

○澤瀬参事官 ４月以降、公募をする予定にしております。公募が始まった段階には、プラットフォームの皆様全員に周知するような形にすることとしております。

○石井氏 承知しました。ありがとうございました。

○谷村議長 ほかにございませんでしょうか。社会的包摂サポートセンターの遠藤様、いかがでしょうか。

○遠藤氏 今のお話に関連して、調査のテーマについて、今、４月に御案内されとおっしゃっていたのですが、先ほどの御質問の方もそうだと思うのですが、今出されているもの以外について思いついたようなものがあれば、それを反映できるような時間とか、そういうものがあるのかということだったのではないかと思います。その辺を教えてください。

○澤瀬参事官 今、こちらの中間支援の活動基盤整備モデルでは五つのテーマを出しておりますけれども、この範囲内ということで考えておりますので、これに近づけるような形で提案していただければと考えております。

○谷村議長 よろしいでしょうか。

○遠藤氏 分かりました。

○谷村議長 それでは、そろそろ終わりの時間が近づいてきていますが、まだおありかと思うのですが、先ほどと同様にチャットへの投稿とか、事務局宛てに別途メールでもお受けいたしますので、そちらにお願いをしたいと思います。

改めてなのですが、全体を通して御意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

事務局、大丈夫でしょうか。挙手はないでしょうか。

○吉川参事官補佐 議長、特に御意見、御質問は確認できませんが、一度お戻しいたします。

○谷村議長 承知しました。

それでは、特にないようすけれども、繰り返しになりますが、チャットや事務局宛てに別途メールでも結構でございますので、もし御質問、御意見等がございましたら、そちらにお送りいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、皆様方の御協力により、ちょうど時間が近づいてまいりました。本日の議事は以上となります。

議事の進行に御協力いただきましたこと、改めてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、総会を終了させていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

この後、14時から関連イベントとなっておりますので、参加される方はそちらを引き続きよろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。